

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 7 年 1 月 2 4 日

奄美市農業委員会

第 1 回定例総会議事録

署名委員 日 高 千 夏

署名委員 朝 郁 夫

奄美市農業委員会第1回定例総会議事録

1. 招集日時 令和7年1月24日(金) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱手 薫	9	岸田 国広
2	泉 義昭	10	土浜 良二
3	日高 千夏	11	栄 和正
		12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
6	西 盛満	14	柿園三十昭
7	里 義文	15	大瀬 昭信
8	野崎 清志	16	中棚昭三十

4. 欠席委員 1名

4番 榮 清安

5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長

池 秀 平

事務局次長 勝 裕 美

笠利支所主幹兼分室長

中村 幸信

笠利町主幹 竹山 和幸

名瀬支所主査

別府真砂海

住用会計任用職員 朝井 光徳

6. 報告事項

- ・2月の総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 非農地の認定について
- 議案第 3 号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の
合意解約の決定について
- 議案第 4 号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の
決定について
- 議案第 5 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の
決定について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は１５人であります。総会は成立いたしました。
これから、令和７年第１回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

《 日程第１ 》

会議録署名委員の指名を行います。
本総会の会議録署名委員には、３番 日高 委員と ５番 朝 委員
のお二人を指名いたします。

《 日程第２ 》

会期の決定を議題といたします。
本日の総会は日程通知のとおり、 議案第１号から議案第５号までの
５件を予定しております。

お諮りいたします。
会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。
よって、本総会の日程は本日１日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定として
おります。これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

《 日程第３ 》

議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請、No.１～No.３について議題
といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局	(池 局長) 議案第 1 号の 3 条許可申請について 1 ページをお開き下さい。 今月の農地法第 3 条の許可申請は 3 件で売買 2 件、贈与 1 件の申請でございますがNo. 2 について令和 7 年 1 月 2 0 日月曜日、笠利支所の中村分室長から譲受人との聞き取り調査において本人から取り下げ書が提出されております。 2 ページをお開き下さい。 NO. 1 の申請農地につきまして、譲渡人が所有する住用町大字山間字玉里 1 筆の申請です。 農地区分は第 2 種農地でございます。 譲渡人の 1 筆の農地の面積は 2 1 1 m²で売買による申請となります。 農地取得後は、ドラゴンフルーツを栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。 2 7 ページをお開き下さい。 NO. 3 の申請農地につきまして、譲渡人が所有する笠利町大字須野字中田原 1 筆の申請です。 農地区分は第 1 種農地であります。 譲渡人の 1 筆の農地の面積は 6 0 1 m²で贈与による申請となります。 農地取得後は、バナナを栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。 以上、2 件でございます。 (岸田 会長) それではNo. 1 と No. 3 について担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について調査報告お願いいたします。 (別府 主査) 譲受人と土地についての説明 調査員である 4 番 榮 委員が欠席のため、事務局から代読いたします。
議長	
事務局	

	農地法第3条の規定によるNo.1の案件について調査報告を行います。 1月16日木曜日、午前11時30分、住用支所の会計任用職員の朝井さん、私と2人、譲受人の自宅にて申請内容の確認を行いました。 譲受人は所用のため鹿児島県において26日までは帰れないとの事でしたので奥さんを交えた3人で行いました。 申請書の記載された農地の所在、地番、面積、対価等、相違ない事を確認しております。 次いで農地の現状報告を行いました。 購入予定の農地は自宅に接した農地であり草払いも行われ全体像を把握することが容易でした。当該地は周辺農地より幾分、低くなっており、高低差を平衡にする必要があらうかと思われました。 尚、農地法3条の調査書につきましては第2項第1号、同項第4号、同項第6号、別紙の通りですので報告致します。 以上報告いたしました。
12番	(山田 次長) 譲渡人についての説明 議案第1号、農地法第3条の規定によるNo.1について調査報告を致します。 譲渡人と1月19日午後15時40分頃電話にて、聞き取りを致しました。 譲渡人は住所、氏名等ともに記載通りです。 土地の所在等も奄美市住用町大字山間字玉里の1筆211㎡で金額が〇〇万円。間違いありませんとの事でした。 譲渡人は会社員をしながら、父親が残した畑で、タンカン等を栽培しているそうです。 当該農地は使われていないとの事でした。 以上、調査報告終わります。 ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	(岸田 会長) No.3の調査報告をお願いします。
13番	(田中 委員) 譲受人についての説明 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.3の譲受人について調査報告します。 1月20日午後19時、譲受人に電話で話しを聞くことが出来ました。 書類の記載内容に間違いのないとの事でした。譲渡人は父親であり、贈与

7 番	での農地取得となります。畑が遠いですが、譲受人の職場が笠利町だそう で大丈夫とのことでした。農振地の説明もしましたが、本人も理解されて いました。 以上、報告致します。 (里 委員) 譲渡人についての説明 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について譲渡人のご報告 をさせていただきます。 1 月 1 9 日午前 9 時に譲渡人と自分と申請地の農地において農地の現状 確認調査及び聞き取り調査を行いました。 譲渡人は建設業の会社の経営をしながら長年にわたりバナナの栽培をし ているとの事でした。 譲受人とは親子関係で自分が高齢になり息子に贈与する事に決めていた との事でした。 土地の所在、及び記載内容に間違いのないとのことでした。 ご審議の程よろしくお願い致します。
7 番	(里 委員) 土地についての説明 土地についてご報告させていただきます。 土地の現状は先程もご報告をさせていただきましたがバナナが栽培されて おり農地の周りも草刈りがされており綺麗に管理されていました。 申請地の農地の周りは農地に囲まれており又第 1 種農地でもあり周辺の 農地の影響もなく問題ないと思います。 農地法 3 条の調査書につきましては第 2 項第 1 号、同項第 4 号、同項第 6 号については別紙の通りですので報告致します。 ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	(岸田 会長) これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請, No. 1 No. 3

事務局	について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 《日程第４》 議案第２号 非農地の認定について、最初にNo.１～No.３を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 (池 局長) 議案第２号 非農地証明願いについて ３６ページをお開き下さい。 今回の申請は名瀬地区４件の申請です。 ３７ページをお開き下さい。 No.１の申請地につきましては奄美市名瀬朝仁新町２筆の申請であり農地区分は第３種農地であります。 ３９ページの案内図から薄く分かりづらいと思いますがモニターで確認して下さい。 申請地の周辺は住宅地が密集している農地で、以前から駐車場として利用しており、農地として利用できない状況でございます。 ４３ページをお開き下さい。 No.２の申請地につきましては奄美市名瀬大字西仲勝字白代川原（シロヨカワハラ）１筆の申請であり農地区分は第１種農地であります。 ４４ページの案内図、４８ページの現況写真から山林の様相をしており今回の申請に至ったところです。 ５０ページをお開き下さい。 No.３の申請地につきましては奄美市名瀬和光町１筆の申請であり農地区分は第３種農地であります。 ５２ページの案内図から申請地の周辺は住宅地であり、都市計画により
-----	--

議長	土地自体も宅地並みに課税されていることから今回の申請に至ったところでは。 (岸田 会長) 本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 それぞれ担当調査委員から報告をお願いします。
事務局	(別府 主査) 願出人についての説明 議案第2号非農地認定願について 願出人について調査報告致します。 令和7年1月20日、午後5時53分に鹿児島市のお住まいの願出人に電話でお話を聞くことが出来ました。 願出人はご高齢との事で、息子さんに対応していただき申請内容について相違ない旨の確認をしました。 皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。
6 番	(西 委員) 土地についての説明 議案第2号非農地認定についてNo.1の朝仁新町の土地について調査報告いたします。 1月21日午後2時15分頃、事務局の別府さん推進員の山下さん3名で朝仁の土地を見ました。 38ページから41ページにありますように朝仁の旧道から海岸の方に200m行った川の傍の土地となっています。 周りは住宅で家も建っています。申請地は更地の状態で今は車を7台も泊められる駐車場となっています。 以上です。
議長	(岸田 会長) No.2の調査報告をお願いします。
3 番	(日高 委員) 願出人についての説明 議案第2号非農地証明願No.2について調査報告致します。 1月21日午後3時半頃、願出人と姪の方と自宅にて申請内容の確認をしました。 願出人は94歳とご高齢ですが農地の所在地や現状をよく理解しておられました。これまでも畑として利用しておらず今後、自身で畑をする予

3 番 議長 事務局 1 番	定もないことから自分の目が黒いうちに財産の整理をしたいとのことでした。 加えて、当該地の農地と隣接する山林も農地ではないが願出人の所有地であることを字図で確認しました。 このことから、もし将来的に所有地一帯を開発する場合は、面積によっては森林関係の許可がいることを申し付けました。 以上です。 (日高 委員) 土地についての説明 1 月 1 7 日午前 9 時頃、岸田会長、池事務局長と共に現地調査をしました。 当該農地は安木屋場農道沿いの場所ではありますが、この農道周辺は耕作者はおらず一帯が山林化しており、畑に踏み入れることは出来ませんでした。農地としても利用は困難であることを皆で確認しました。 以上、報告終わります。 (岸田 会長) 続いてNo. 3 の調査報告をお願いします。 (別府 主査) 願出人についての説明 議案第 2 号非農地の判定No. 3 について願出人の調査報告致します。 令和 7 年 1 月 2 3 日午前 9 時 4 5 分に大阪にお住まいの願出人に電話でお話しを聞くことが出来ました。 今後も農地として利用する予定はなくまた、申請内容についても相違ない旨の確認がとれました。 皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。 (濱手 委員) 土地についての説明 非農地証明願いNo. 3 の土地についての調査報告を致します。 1 月 2 1 日、午後 1 時 3 0 分農業委員会事務局の別府主査、推進員の山下さん、私の 3 人で現地を確認いたしました。 この土地は周りが住宅に囲まれていました。短い雑草が生えていて、表面は石ころが多く土の入れ替えをしないと畑には利用出来ないと思いました。 以上の事から非農地はやむをえないと思います。 以上、報告致します。 皆様のご審議よろしくお願いいたします。
--	--

議長	(岸田 会長) これから本案に対するNo. 1 ～No. 3 の質疑に入ります。 質疑はありませんか 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第 2 号 非農地の認定についてNo. 1 ～No. 3 について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 No. 4 について私の調査報告があるため、議長を会長代理に進行を任せますが会長代理が欠席のため奄美市農業委員会会議規則第 1 2 条 3 項により会長及び会長代理がともに事故あるとき又は欠けたときは、最年長の出席委員がその職務を代行する。となっているため、1 番 濱手 委員に議長を交代致します。
議長	(濱手 委員) No. 4 につきましては私の方から総会進行を行いますので御協力の程よろしくおねがいします。 それではNo. 4 について事務局から説明を求めます。
事務局	(池 局長) 5 6 ページをお開き下さい。 No. 4 の申請地につきましては奄美市名瀬大字朝戸字川上原（カワカミバラ）1 筆の申請であり農地区分は第 2 種農地であります。 5 8 ページの案内図から当該地は朝戸集落内に接続しており原野化しております。 また、平成 2 9 年の農地利用状況調査において非農地判断を行っており農地として困難な土地であることから今回の申請に至ったところです。 以上でございます。

議長	(濱手 委員) 続いて担当調査委員による願出人、土地について調査報告お願いいたします。
事務局	(別府 主査) 願出人についての説明 非農地証明No.4に係る調査報告を致します。 56ページNo.4の願出人が東京都にお住まいですので1月23日、午後2時頃、電話にて申請内容の確認を致しました。 申請地は令和2年に父親から相続されており、申請する土地の所在、面積等の記載内容にも間違いのないことを確認致しました。 委員の皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
12番	(岸田 委員) 土地についての説明 議案第2号非農地の認定No.4について調査報告を致します。 1月17日午前8時30分頃、日高委員、池局長と私の3人で現地を確認しました。 60ページを御覧ください。申請地は国道沿いのガソリンスタンドから奄美市営農センターに向かう市道との三叉路脇にあり、前に市道、左右はスタンドの駐車場と民家、裏手は用水路なのですが、申請地だけ周囲より60cm程下がり草木も生えている状況なので致し方ないと思います。 以上、報告致します。
議長	(濱手 委員) それではNo.4に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第2号 非農地の認定についてNo.4について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 それでは再度、議長を交代します。ご協力の程、ありがとうございます。

議長	た。 (岸田 会長) 《日程第 5》 議案第 3 号 奄美市農用地利用集積計画の合意解約の決定と 議案第 4 号 奄美市農用地利用集積計画利用権設定の決定について議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
事務局	(池 局長) 議案第 3 号農用地利用集積計画（合意解約）の決定についてと 議案第 4 号農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について 6 2 ページをお開き下さい 先ずは議案 3 号農用地利用集積計画（合意解約）の決定について説明致します。 6 4 ページの総括表、6 5 ページの終期管理表をお開き下さい。 合意解約につきましては名瀬地区の 2 件で 3, 0 4 5 m²、となっています。 解約の理由につきましては、規模の縮小を行い、解約後、新たな方への再契約となります。 議案 4 号農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について説明致します。 6 9 ページの総括表、7 0 ページの終期管理表をお開き下さい。 今月に利用権設定、使用貸借につきましては名瀬地区の 2 件で 3, 0 4 5 m²、これは解約した農地を再契約行してサトウキビを植える予定であります。 笠利地区については 3 番～9 番で契約する農地については和野地域となります。 申請地については和野集落入り口の信号機がある角の農地で現在県道沿

いに土を盛土している一帯であります。
盛土による形質変更届と県道に接していることから県との協議を行っており許可がでております。
また、申請者は龍郷町の方であります、以前5条申請時に2週間も経たないときに他の方に転売を行い申請書とおりの事業を行っておらず違反転用した方です。
今後はこの方に対し信頼性は全くありません。
当然違反転用した件についても本人に指導しておりますが今回は信頼を取り戻すためにも利用権の申請を行っていることから受理した次第であります。

また、それ以外の付随した農地法4条、5条については違反転用の件もありますので、これについては受け付けないものとしております。

以上、今回の申請は5件6筆で1,655㎡の申請となっております。
内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします

(岸田 会長)

議長

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第3号～4号について承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

《 日程第 6 》

議案第 5 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について
議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

（池 局長）

事務局

議案 5 号農用地利用集積計画（農地中間管理機構）の決定について説明
致します。

7 4 ページの総括表、7 5 ページの管理表をお開き下さい。

今月につきましては名瀬地区の 1 4 件で 9 , 9 2 3 m²、となっており利用
権の設定については古見地域であります。

また、今年卒業される、農業研修生についても 2 番～ 9 番にかけて卒業
後、就農できるよう農地の契約をしたところであります。

以上です。

（岸田 会長）

議長

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第 5 号について承認することに決定し、その旨を市長に通知いた
します。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。

< 協議会 >

1. 連絡事項

- ・令和7年2月の日程について

申請締め切り日 2月 5 日 水曜日

事前協議の日程 2月13日 木曜日 14:00～ 3F会議室

事前協議選考員 栄、泉 委員 茂木 推進員

- ・総会の日程 2月25日 火曜日 9:30～ 5F会議室

それでは、正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会

令和7年1月24日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員 日高 千夏
署名委員 朝 郁夫
作成者 池 秀平